

「愛媛県豪雨災害義援金」募集要綱（第3版）

社会福祉法人愛媛県共同募金会

1. 趣 旨

平成30年7月豪雨により、愛媛県内では7市町（今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町）に災害救助法が適用されるなど、人的被害をはじめ家屋の倒壊などの甚大な被害が発生しました。

愛媛県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2. 義援金の名称

愛媛県豪雨災害義援金

3. 受付期間

平成30年7月11日（水曜日）から平成30年12月31日（月曜日）まで

4. 義援金受入れ口座

金融機関		店名	口座番号	口座名義
1	伊予銀行	一万支店	普通 1639912	社会福祉法人愛媛県共同募金会 (シャカイフクシホウジンエヒメケンキョウトウボギカイ)
2	愛媛銀行	本店 営業部	普通 3733134	
3	愛媛信用金庫	本店	普通 1189643	
4	ゆうちょ銀行	口座番号 00970-5-276734		愛媛県共同募金会豪雨災害義援金 (エヒメケンキョウトウボギカイゴウサイガギエンキン)

※ 伊予銀行及び愛媛銀行の口座については、全国銀行協会加盟銀行の窓口での振込手数料が無料です。

※ 愛媛信用金庫及びゆうちょ銀行の口座については、それぞれ同じ金融機関の本・支店の窓口での振込手数料が無料です。

5. 現金書留による義援金の送付

（宛先）〒790-8553

愛媛県松山市持田町三丁目8-15 愛媛県総合社会福祉会館内
社会福祉法人 愛媛県共同募金会

※ 現金書留用封筒に「救助用」と明記いただければ、郵便料金が免除されます。

6. 義援金の配分

お寄せいただく義援金は、愛媛県が設置する義援金配分委員会（仮称）において使途、配分方法等を決定し、被災地の各市町を通じて被災者に配分します。

7. 税制優遇措置

この義援金は、税法上の優遇措置対象となりますので、各金融機関等での振込金受取書（金融機関によって名称が異なることがあります。）及びこの義援金募集要綱を添付して確定申告を行ってください。

《該当する税制優遇措置》

- ・所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

8. その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品の取り扱いは行いません。

9. この要綱は、平成 30 年 7 月 11 日から施行します。

平成 30 年 7 月 20 日改正（第 2 版）

平成 30 年 9 月 14 日改正（第 3 版）

（お問い合わせ先）

〒790-8553 愛媛県松山市持田町三丁目 8 - 15 愛媛県総合社会福祉会館内
社会福祉法人 愛媛県共同募金会

TEL 089-921-4535

FAX 089-921-4588